

2024年度の介護保険法改正(24改正)に向け、大詰めの議論が進む社会保障審議会介護保険部会。24日には、要介護・要支援認定の有効期間の見直しも議論された。新規申請・区分変更申請のいずれの有効期間も現行の倍まで延長するという厚生労働省の提案については、委員の多くが反対した。

現行制度では、新規申請・区分変更申請の有効期間は原則6カ月となっており、最長で12カ月まで延長が可能だ。24改正に向けて厚労省は有効期間を12カ月、最長24カ月まで設定できるとする案を示した＝表＝。高齢者人口の増加による認定申請件数の増加を見据えた案だ。

表

申請区分等		原則の 認定有効期限	設定可能な 認定有効期間の範囲
新規申請		6カ月 →12カ月	3カ月～12カ月 →24カ月
区分変更申請		6カ月 →12カ月	3カ月～12カ月 →24カ月
更新申請	要介護度が更新前後で異なる	12カ月	3カ月～36カ月
	要介護度が更新前後で同じ	12カ月	3カ月～48カ月

※厚生労働省の資料より

この案に対し、濱田和則委員（日本介護支援専門員協会副会長）は理解を示したものの、東憲太郎委員（全国老人保健施設協会会長）は、特に軽度者の状態変化に対応できないなどの理由から反対姿勢を明示。河本滋史委員（健康保険組合連合会専務

理事）や小泉立志委員（全国老人福祉施設協議会副会長）らも、慎重な検討を求めた。

一方、「ICTを活用した認定審査会の実施」をコロナ禍終息後も可能とする厚労省の案については、多くの委員が前向きに評価した。

■包括の主マネの配置の要件緩和案には、反対論なし

24日の介護保険部会では、厚労省が示した地域包括支援センター（包括）における主任ケアマネジャーの配置基準の緩和案も議題に上った。

厚労省の案では、今の人員配置基準が「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」となっている点に注目。「準ずる者」について、「地域包括支援センター自らが将来の主任介護支援専門員を育成するという視点に立ち、範囲を拡大してはどうか」としている。

この案については、明確に反対した委員はいなかった。

福祉用具淳風きたじょう

〒561-0825

豊中市二葉町2-4-5

TEL:06-6332-6800